

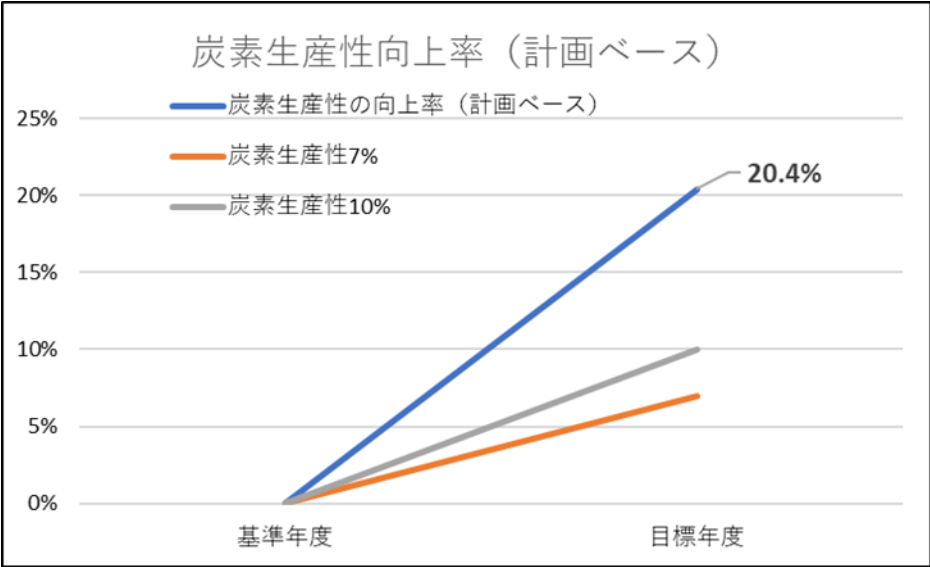
令和 6 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 GX 推進企画室)

| | | | |
|--------------|--|---|------------------------------------|
| 項目名 | カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備等 を取得した場合の特別償却又は税額控除）の拡充及び延長 | | |
| 税目 | 所得税 租税特別措置法第十条の五の六 租税特別措置法施行令第五条の六の六 租税特別措置法施行規則五条の十二の三 法人税 租税特別措置法第四十二条の十二の七 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の七 租税特別措置法施行規則第二十条の十の三 | | |
| 要望の内容 | ① 大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入に関する要望 ・ 技術進展等の動向を踏まえて、産業競争力強化法第二条十四項に基づき省令で定める需要開拓商品の対象商品を拡充及び見直す。 ・ 本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・ 税額控除の繰越制度を新設する。 ② 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入に関する要望 ・ 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上の両立の一層の推進に向けて、産業競争力強化法におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定要件を見直す。 ・ 本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・ 税額控除の繰越制度を新設する。 | | |
| 新設・拡充又は延長を必要 | (1) 政策目的 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する GX の実現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46% 減（2013 年度比）、2050 年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。 (2) 施策の必要性 足下、我が国の温室効果ガスの排出・吸収量は、2013 年度比 20.3% 減少しており、2030 年 46% 減、2050 年カーボンニュートラルの達成に向けて一定の進捗が見られるものの、GX を通じて目標を達成するためには、我が国の排出量の約 6 割を占める産業部門等における更なる脱炭素化と産業競争力の強化及び技術動向等を踏まえた脱炭素分野の新たな需要を開拓するための設備投資を促進する必要がある。 | 平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額) | 精査中 (500 百万円の内数) (- 百万円) |

| | | | |
|----------------------|------------------------|--|---|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p> <p>○ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日） 2050年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかねばならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。 具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。</p> |
| | | 政策の達成目標 | GXを通して2030年度の温室効果ガス46%削減目標及び2050年カーボンニュートラルを実現する。 |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 長期間にわたる適用期間での措置を講じる。 |
| | | 同上の期間中の達成目標 | 2030年度46%削減目標等を達成すること。 |
| | | 政策目標の達成状況 | <p>2021年度の温室効果ガスの排出・吸収量は、11億2,200万トンで、2020年度比2.0%増加（+2,150万トン）、2013年度比20.3%減少（▲2億8,530万トン）。</p> <p>（出典）環境省「2021年度（令和3年度）温室効果ガス排出・吸収量」</p> |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 精査中 | |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | <p>本税制措置の適用を受ける事業者は、エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる商品の生産に専ら使用される設備または生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、特別償却又は税額控除措置を受けることにより、投資初年度の資金負担が軽減されるため、積極的な設備投資が促進</p> | |

| | | |
|-------------|---------------------|--|
| | | <p>される。今回、本措置の対象となる商品について、近年の技術進展等の動向を踏まえて拡充・見直しを行うことで、脱炭素効果が高く、今後の市場拡大が見込まれる商品の生産・供給の拡大につなげるとともに、真に 2030 年目標等に資する炭素生産性を向上させる取組を後押しする。</p> <p>また、市場がまだ確立されていない分野や生産プロセスを大きく転換する大規模な設備投資は、検討から投資判断に至るまで、また投資判断から実際に投資が行われるまで長い期間が必要となる。他方で、現行の3年間の適用期間では十分な検討が行えない場合があることから、こうした脱炭素に係る企業の設備投資について、十分な検討期間を確保するため、適用期間を長期にわたって延長することによって、大規模な脱炭素化投資を抜本的に促進する。</p> <p>加えて、企業の決算が赤字の場合や税額控除額が法人税額の控除限度額を超える場合があることから、企業の投資判断に税メリットを考慮することが難しい。今回、税額控除の適用を繰り越し可能な措置を創設することにより、GX に積極的に投資する企業が税メリットを享受できる可能性を上げることで、大規模な脱炭素化投資を抜本的に促進する。</p> |
| 相 当 性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | 本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | <p>本税制措置の適用を受けるためには、</p> <p>① 産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、</p> <p>② 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備については、①に加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。</p> <p>化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減（2013年度比）、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資、新たな需要開拓に向けた設備投資を促進する必要がある。</p> |

| | | |
|----------------------------|-----------------------------|--|
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | 令和3年度適用実績 【適用件数】6件 【減収額】約87百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出)) |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | ① 根拠条文：租税特別措置法第四十二条の十二の七 ② 適用件数：(特別償却)0件 (税額控除)6件 ③ 適用総額：(特別償却)0円 (税額控除)約87百万円 |
| | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) |  <p>炭素生産性向上率 (計画ベース)</p> <p>25% 20% 15% 10% 5% 0%</p> <p>— 炭素生産性の向上率 (計画ベース) — 炭素生産性7% — 炭素生産性10%</p> <p>基準年度 目標年度</p> <p>20.4%</p> |
| | 前回要望時の達成目標 | 2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。 |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | 2021年度(令和3年度)温室効果ガスの排出・吸収量については、2019年度から3.4%減少しており、2030年度目標の達成及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組については一定の進捗が見られる。 |
| これまでの要望経緯 | 令和3年度：創設 | |